

2026 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 Trailhead Global Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高田 十光
(コード：3358 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 西田 直樹
TEL 050-5785-8445

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること、並びにこれに伴う定款の一部変更について決定し、2026 年 6 月 26 日開催予定の第 32 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、中期経営計画の達成に向けた迅速かつ果断な意思決定と機動的な業務執行を可能とするため、現在の監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2026 年 6 月 26 日開催予定の第 32 回定時株主総会において、本移行に必要な定款一部変更についてご承認をいただき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

① 当社を監査等委員会設置会社へと移行させるため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に關する規定を削除する等の所要の変更を行うものであります。

② 経営の機動性を高めるため、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

③ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、移行前の監査役であった者の任務を怠ったことによる損害賠償責任について、移行後も引き続き定款の定めに従い取締役会の決議によって免除することができるよう、附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更案 新旧対照表」のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日： 2026 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日： 2026 年 6 月 26 日

3. 移行後の役員人事について

監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「役員の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

以上

(別紙) 定款変更案 新旧対照表

現行定款	変更案
第 4 条 (機関) 当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第 4 条 (機関) 当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第 19 条 (選任方法) (第 1 項～第 2 項 現行どおり) 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第 19 条 (選任方法) (第 1 項～第 2 項 現行どおり) 3 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。 4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 5 監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 6 監査等委員である取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
第 20 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 20 条 (任期) 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 5 増員により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。
第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。（後略） 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、（後略）	第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。（後略） 2 取締役の全員の同意があるときは、（後略）
第28条（報酬等） 取締役の報酬等（中略）は、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 取締役の報酬等（中略）は、株主総会の決議によって定める。 2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と區別して定めるものとする。
（新設）	第29条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第29条（取締役の責任免除） 第29条（現行どおり）	第30条（取締役の責任免除） 第30条（現行どおり）

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会 第 30 条～第 38 条 (現行の監査役に関する各条文・省略)	第 5 章 監査等委員会 第 31 条 (権限) 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。 第 32 条 (招集手続) 監査等委員会を招集するには、監査等委員は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対してその通知を発しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 第 33 条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項については、法令又はこの定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。
第 6 章 会計監査人 第 39 条～第 42 条 (条文省略) (※第 41 条の「監査役会」のみ下線)	第 6 章 会計監査人 第 34 条～第 37 条 (現行どおり条文繰り上げ) (※第 36 条 (旧第 41 条) の「監査等委員会」のみ下線)
第 7 章 計算 第 43 条～第 47 条 (現行どおり) (新設)	第 7 章 計算 第 38 条～第 42 条 (現行どおり条文繰り上げ) (附則) 第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変更案
	第 2 条 前条及び本条は、2 0 3 6 年 6 月末日をもって削除する。